

「地域エアロビック・リーダーズ・サークル」規定

(目的)

第1条 本規定は、社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」「JAF」)地域エアロビック・リーダーズ・サークル(以下「LC」)に関わる事項について定め、指導者グループの組織化と地域におけるエアロビック普及活動の活性化を目的とする。

(LC)

第2条 本連盟は、JAF 認定および(財)日本体育協会公認のエアロビック指導者が中心となって地域のエアロビック普及活動を推進する指導者グループを「地域エアロビック・リーダーズ・サークル」(以下「LC」)として認定する。

2. LCは、都道府県エアロビック連盟および県連設立準備委員会、本連盟県連支部の傘下団体となる。

(認定の条件)

第3条 LCの認定は、以下の条件を満たしていなければならない。

- (1) 指導専門委員の他、JAF 認定のエアロビック指導者、公認エアロビック指導者(準指導員を含む)の有資格者が過半数以上で、3名以上15名程度の集団であること。
- (2) メンバー全員が満18歳以上であること。
- (3) LCの代表者は、JAF 有資格者が務めること。
- (4) メンバー全員が JAF 個人賛助会員であること。

(申請手続き)

第4条 LCを希望する代表者は、認定手続きを別に定める細則に従って行うものとする。

(LCの普及活動の範囲)

第5条 LCは、以下の普及活動を開催することができる。

- (1) エアロビック技能検定会
- (2) 各種エアロビック教室
〈例〉「エアロビック技術教程」に基づいたレッスン
「みんなでワンツービート」を用いたレッスン
- (3) 対象者別各種講習会
- (4) 指導資質のブラッシュアップセミナー
- (5) 発表会及び各種催事
- (6) その他のエアロビックの普及活動

(技能検定会の開催範囲)

第6条 本連盟は、次のエアロビック技能検定会の開催を委託する。

- (1) エアロビック検定、マスターズ・エアロビック検定は10級～4級まで開催できる。
- (2) ジュニア・エアロビック検定はJ5級～J1級まで開催できる。
- (3) その他、「エアロビック技能検定会実施要項」等の規定を遵守して開催する。

(認定の取消)

第7条 次に掲げる事項に該当する場合は、LCの認定を取り消し、認定証を本連盟に返却する。

- (1)LCのメンバーが JAF 個人賛助会員としての会員資格を喪失したとき
- (2)本連盟の制定する諸規定に違反するか、定められた義務を怠った場合
- (3)本連盟の総会の議決を経て除名されたとき

(附則)

第8条 本規定は平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

1. 平成 13 年 3 月 31 日改定
2. 平成 20 年 4 月 1 日改定
3. 平成 21 年 4 月 1 日改定

「地域エアロビック・リーダーズ・サークル規定」の細則

(趣旨)

第1条 本細則は、社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」「JAF」)地域エアロビック・リーダーズ・サークル(以下「LC」)規定に定められたほか、必要な事項について定める。

(認定手続き)

第2条 LCの認定を希望する場合、その代表者が所定の用紙に必要事項を記入して都道府県連盟・県連設立準備委員会または支部に申請する。ただし、都道府県連盟・県連設立準備委員会・支部が設立されていない地域の場合は本連盟に申請する。

2. LCメンバーには複数の都道府県在住者が加わってもよいものとする。LCメンバーの審査は本連盟と都道府県連盟・県連設立準備委員会又は支部により行われる。
3. 審査により認められたLCは本連盟より正式に JAF 地域エアロビック・リーダーズ・サークルとして認定され、認定証を交付する。

(認定、登録料)

第3条 LCの認定料、登録料は次の通りとする。

- (1)認定料として 10,000 円を本連盟に支払う。
- (2)登録料として、1 名につき 2,000 円×LC構成人数分を当該の都道府県連盟・県連設立準備委員会・支部に1/2を本連盟に1/2を支払う。ただし、都道府県連盟・県連設立準備委員会・支部が設立されていない地域の場合は本連盟に支払う。
- (3)LCの有効期間は 2 年間とし、更新する場合は、所定の更新手続きを行う。

(LCの名称)

第4条 LCの名称は行政上の単位としての国名または都道府県名または市区町村のみを用いることはできない。

2. 地域名称を用いる場合は、その地域名称の次にそのサークル特有の字句または東西南北または加盟認定順番を示す数字等を加えるものとする。

(例)郡上ニコニコ・リーダーズ・サークル

本荘さわやか・リーダーズ・サークル

君津南・リーダーズ・サークル

宮崎川南第 1 リーダーズ・サークル

3. 類似名称に関しては、都道府県連盟・県連設立準備委員会または支部及び本連盟の指導に従わなければならない。

(技能検定会の開催)

第5条 LCが開催できる技能検定会は、原則としてLC代表者の都道府県居住地域とする。

(技能検定会収入の配分)

第6条 技能検定会の収入は次のように配分する。

- (1)技能検定会の検定料は、LCが収納する。ただし、管理費として当該の都道府県連盟・県連設立

準備委員会・支部に検定料の5%を支払う。

(2)技能検定会の認定登録料は、本連盟が収納する。

(安全管理)

第7条 LCが傷害保険等に参加していない場合は、安全管理上、新たに保険に参加しなければならない。

(附則)

第8条 本細則は平成12年10月1日から施行する。

1. 平成13年3月31日改定
2. 平成15年4月1日改定
3. 平成20年4月1日改定